#### ○奥多摩町若者用空家バンク設置要綱

平成27年6月10日 要綱第11号

(趣旨)

第1条 この要綱は、町における空家・土地の有効活用を通して、町への若者世帯の定住促進の拡大により少子高齢化対策や地域の活性化を図るため、若者用空家情報登録制度「奥多摩町若者用空家バンク」(以下「若者用空家バンク」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
  - (1) 空家等とは、個人が居住を目的として建築し、現に居住していない物件(近く居住しなくなる予定のものを含む。)及びその敷地又は建物の跡地若しくは造成地をいう。ただし、賃貸、分譲等を目的とする建物又は土地を除く。
  - (2) 所有者等とは、空家等に係る所有権その他の権利により当該空家等の売買、賃貸等を行なうことができる者をいう。
  - (3) 若者用空家バンクとは、空家等の売買、賃貸等を希望するその所有者等から申込みを受けた情報を、町内へ定住等を目的として空家等の利用を希望する若者世帯(以下「利用希望者」という。)に対し、紹介を行なうシステムをいう。
  - (4) 若者世帯とは、45歳以下の夫婦若しくは50歳以下で子ども(中学生以下)がいる 世帯又は35歳以下の単身世帯をいう。

(登録)

- 第3条 若者用空家バンクによる空家等に関する登録を受けようとする所有者等は、奥 多摩町若者用空家バンク登録申込書(様式第1号)及び奥多摩町若者用空家バンク登 録カード(様式第2号。以下「登録カード」という。)を町長に提出しなければなら ない。
- 2 町長は、前項の規定による登録の申込があったときは、その内容等を確認のうえ、 適切であると認めたときは奥多摩町若者用空家バンク登録台帳(様式第3号)に登録 するものとする。
- 3 町長は、前項の規定による登録をしたときは、奥多摩町若者用空家バンク登録決定書(様式第4号。以下「登録決定書」という。)を当該申込者に通知するものとする。

(空家に係る登録事項の変更届出)

第4条 前条第3項の規定による登録決定書の通知を受けた申込者(以下「登録者」という。)は、当該登録事項に変更があったときは、奥多摩町若者用空家バンク登録事項変更届出書(様式第5号)に登録事項の変更内容を記載した登録カードを添えて、町長に届出なければならない。

(若者用空家バンクの登録取消)

第5条 町長は、当該空家等に係る所有権その他の権利に疑義があったとき、登録から 2年を経過したとき又は奥多摩町若者用空家バンク登録取消願出書(様式第6号)の 届出があったときは、当該若者用空家バンク登録台帳の登録を削除するとともに、奥 多摩町若者用空家バンク取消通知書(様式第7号)により当該登録者に通知するもの とする。ただし、登録から2年間を経過したものについては、改めて登録申込を行な うことにより、再登録することができる。

(情報提供及び利用登録)

- 第6条 町長は、若者用空家バンクに登録された必要な情報を、利用希望者に提供する ものとする。
- 2 利用希望者は、前項の規定による情報の提供を受けようとするときは、奥多摩町若 者用空家バンク情報利用登録申込書(様式第8号)により町長に申込むものとする。
- 3 町長は、前項の規定による利用登録の申込があったときは、その内容等を確認のう え、適切であると認めたときは奥多摩町若者用空家バンク情報利用者登録台帳(様式 第9号)に登録し、奥多摩町若者用空家バンク情報利用登録済通知書(様式第10号) により当該申込者(以下「利用登録者」という。)に通知するものとする。

(利用登録に係る登録事項の変更届出)

第7条 前条第3項の規定による登録の通知を受けた利用登録者は、当該登録事項に変更又は取消の届出があったときは、奥多摩町若者用空家バンク情報利用登録変更届出書(様式第11号)を町長に届出なければならない。

(利用登録者の登録取消)

- 第8条 町長は、利用登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、若者用空家バンクの利用登録を抹消するとともに、奥多摩町若者用空家バンク情報利用登録取消通知書(様式第12号)により当該利用登録者に通知するものとする。
  - (1) 若者用空家バンクを利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められたとき。

- (2) 申込内容に虚偽があったとき。
- (3) 若者用空家バンク利用の取消の届出があったとき。
- (4) 利用登録から2年を経過したとき。ただし、改めて登録申込を行なうことにより 再登録した場合は、この限りでない。
- (5) その他、町長が適当でないと認めたとき。

(若者用空家バンク利用の申請要件)

- 第9条 若者用空家バンクの情報を受け、空家を利用しようとする利用希望者は、若者 世帯で、その利用において、次の各号のいずれかの要件を満たしていなければならな い。
  - (1) 空家に定住し、又は定期的に滞在して、町の自然環境、生活文化等に対する理解を深め、地域住民と協調して生活できる者
  - (2) 空家に定住し、又は定期的に滞在して、経済、教育、文化、芸術活動等を行なうことにより、地域の活性化に寄与できる者
  - (3) その他、町長が適当と認めた者

(若者用空家バンク利用の申込及び通知)

- 第10条 若者用空家バンクを利用しようとする利用希望者は、奥多摩町若者用空家バンク利用申込書(様式第13号)及び誓約書(様式第14号)に必要な事項を記入し、町長に申込むものとする。
- 2 町長は、前項の規定により申込のあった場合で、前条に規定する要件を満たすもの と認めたときは、当該希望物件の登録者へその旨を通知するものとする。この場合に おいて、当該登録者に代理者があるときは、その者に対しても同様とする。
- 3 前項の代理者とは、登録者より委任を受けた家族とし、通知を受けた登録者又は代理者は、遅滞なく当該利用希望者へ回答し、町長へその回答内容を報告するものとする。

(登録者と利用希望者の交渉等)

第11条 町長は、登録者と利用希望者との空家等に関する交渉及び売買、賃貸借等の契約については、直接これに関与しないものとし、これら交渉等については、町が指定する者が行うものとする。

(町による若者用空家バンクの利用)

第12条 若者用空家バンクに登録された物件について、町長が公益上又は定住化の促進のため特に必要と認めた場合は、第10条及び前条に規定する手続き及び交渉等を経ず

に、直接町が所有者等と売買、賃貸等を行うことができるものとする。 (適用上の注意)

- 第13条 この要綱は、若者用空家バンク以外による空家等の取引を妨げるものではない。 (委任)
- 第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。 附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成27年5月1日から適用する。

奥 多 摩 町 長 殿

#### 奥多摩町若者用空家バンク登録申込書

住所	
氏名	印

このことについて、奥多摩町若者用空家バンク設置要綱に定める趣旨を理解し、同要綱第3条第1項の規定により、奥多摩町若者用空家バンクへ登録を申込みます。

- 1 契約交渉に係る全てについて、町が指定する者へ仲介を依頼し、併せてその者へ情報を提供することを承諾します。
- 2 登録内容は、別紙「奥多摩町若者用空家バンク登録カード」(様式第2号)記載のとおりです。
- 注:(1) 町では、情報の紹介や必要な連絡調整を行ないますが、「所有者等」と「利用希望者」間で行なう物件の賃借・売買に関する交渉、契約等に関しての仲介業務は、町が指定する者が行います。
  - なお、仲介に係る報酬については、宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第46条第1項の規定に基づく額の範囲となります。
  - (2) 奥多摩町個人情報保護条例施行規則(平成15年規則第22号)の規定の趣旨に基づき申込された個人情報は、「利用希望者」等への提供のほかは、本事業の目的以外に利用いたしません。

# 様式第2号(第3条関係)

# 奥多摩町若者用空家バンク登録カード

物件	分類		[	□住宅□□	土地	h		物	件区分	<del>}</del>		□賃貸	□ 売		
物件所		奥多						122	11 11 11 1	,					
12411721	12.0	Ŧ			一住	所									
   所有	者		名		1111	-//1			印	Te	<u>.</u> 1	_	_	_	
管理		携	帯	_		_				Fa		_	_	_	
		_	ール												
その	他	Ŧ	_	-	T 住	:所									
連絡			·先名			-// 1				Te	el	_	_	_	
希望信			□賃貸	· ·(月額		円)		□売却	却(	1	円)				
1,1 === 1			面	積			構	造	<u>, , , </u>	趸		年	9	<u> </u>	年
	土	地			n <sup>2</sup>						#修の要			多の費用	
物			a relate	1		□木造		tl.		□補修					
件	7 <del>-1</del> 1.	4.4	1階	ı		□軽量			,	□多少			□所有		
	建	物	OFF	1				フリー	٢	□大幅	な補修	必要	□入居		
(D)			2階	ţ	平	口その	110			□現在	補修中		□その	1世	
概			1階	□居間(	)畳	口台	所	□風	呂	ロトイ	レ	□その他(		)	
要	 	i 10		□洋室(	)畳	(	) 畳		和室(	)畳	(	)畳 (	) 畳		
	間耳	ХU	2階	□洋室(	)畳	(	) 畳		和室(	) 畳	(	)畳			
				ロトイレ [	]台	所 🗆	その何	也(		)					
利		家年(	) 年	=			電	気		込済		の他(	)		
用用		ァーへ 住使用		-			ガ	ス		゜ロパン			)		
状 況	□ m,		,			設	水	道		:水道		易水道	□その位		)
7九		/				一備	下	水道				并浄化槽			)
	駅				kr	川状	風	呂				□灯油 □			)
	バス(	亭			kr	別況		イレ		洗 口	簡易水泡			式・口	洋式)
主	役場				kr	<u>"</u>		庫		□無		物置	_	□無	
要	病院				kr	_		廷	口有	□無		畑	□有	□無	
施	消防				kr			の他				1			
設	警察				kr	_	引取〕					〔略図〕			
等	保育				kr	_									
~	小学				kr	_									
の	中学				kr	$\dashv$									
距距	温泉				kr	_									
	運動:	公園 パ ー			kr	n									
離			7 —		kr	n									
	ケッ	<u>^</u> ムセン	, h		1	$\dashv$									
特記		ムセン	7 —		kr	n									
事項															
備考															
C. tur															
1. FL 7/14	ケフィル	tuvat v	e=1 o i	ソエジャ フ1日	<u> </u>	. 4± =	7 de es	⇒¬ ±0	1 -	2 2 4 4 1 1					

<sup>\*</sup>抵当権及び相続登記の必要がある場合は、特記事項へ記載してください。

# 様式第3号(第3条関係)

# 奥多摩町若者用空家バンク登録台帳

登録NO.	$\top$				牛分類	1 2 2	住宅			物件区別	□賃		□売却
物件所在地	1 奥多	摩町		75-31	1 /3 753		11. [	1.20		10711 12:00			
174   177   122	<del>                                      </del>			住所									
所有者		名		12//1				T	el	_	_	_	
管理者	携	帯	_						ax	_	_	-	
eメール													
その他	=	_		住所									
連絡先		先名						T	el	_	_	_	
希望価格		□賃貸	(月額	-	円)	□売	刧(	1	円)	1			
		面	積		構	造		至	車 築	年	築	<u> </u>	年
±	: 地			m <sup>2</sup>				神	甫修の	要否	補修	の費力	用負担
物		, rule		<u>m</u> ² □ オ					は不要				
	. 4.6-	1階			E量鉄骨達		,	□多少			□所有		
件月	生物	O ITHE		m <sup>4</sup>	大筋コンク	7 1) -	-		な補修		□入居		
0		2階			一の他			□現在	補修中	ı	□その他		
概		1階		)畳 [	1台所	□周	 [] 呂 <i>[</i> ]	ロトイ	レ	□その他(		)	
要	3 TC- 10		□洋室(	)畳 (			]和室(	) 畳	: (	)畳 (	)畳		
	見取り	2階	□洋室(	)畳 (			]和室(			) 畳			
					口その何	也(		)					
					電	気	□引	込済	口そ	の他(	)		
					ガ	ス	ロブ	゚ロパン	口そ	の他(	)		
利	□空家年( )年				没水	道		水道	□簡	易水道	□その化	<u>h</u> (	)
					備 下	水道	□本	下水道	□合	併浄化槽	□その化	<u>h</u> (	)
	□別荘使用 □その他				風	呂	□ガ	`ス 🗆	電気	□灯油 □	]その他(		)
∦ □				;	伏 ト	イレ	□水	.洗 🗆	簡易水	洗 □汲取	≀ (□和	式・□	]洋式)
況				;	況 車	庫	□有	□無		物置	□有	□無	
					J.	廷	□有	□無		畑	□有	□無	
					その	の他							
備													
考													
   抵当権及	ケスドギロマギ		の本治										
1以二作》	COMPINI	. A. P.	71/1/2										
受 付	日		年	月	日		現掛	確認日			年	月	日
						_							
登 録	日		年	月	日	_		助期 日			年	月	日
登録抹消	日		年	月	日		□契約』	成立 [	□登録□	反消 □そ	の他(		)

様式第4号(第3条関係)

第号年月日

様

#### 奥多摩町長

# 奥多摩町若者用空家バンク登録決定書

奥多摩町若者用空家バンクへの登録が決定したので、奥多摩町若者用空家バンク設置要綱第3条第3項の規定により、通知いたします。

登録番号 : 第 号

登録日: 年 月 日

有効期限 : 年 月 日

\*登録内容に変更等が生じた場合は、速やかに手続きを行なってください。

様式第5号(第4条関係)

年 月 日

奥 多 摩 町 長 殿

登録者 印

奥多摩町若者用空家バンク登録事項変更届出書

空家バンク登録事項の内容を変更したいので、奥多摩町若者用空家バンク設置要綱第4条の規定により、届 出いたします。

登録番号 : 第 号

変更内容 : 様式第2号による

\*登録変更内容を、様式第2号へ登録番号及び変更箇所を記載し、提出してください。

様式第	<b>育</b> 6号	子(第	5条	関係)		
奥	多	摩	町	長	殿	

登録者	印

# 奥多摩町若者用空家バンク登録取消願出書

奥多摩町若者用空家バンクへの登録を取消したいので、奥多摩町若者用空家バンク設置要綱第5条の規定により届出いたします。

登録番号 : 号	
取消し理由 :	

第		号
年	月	日

様

# 奥多摩町長

### 奥多摩町若者用空家バンク取消通知書

奥多摩町若者用空家バンクの登録を取消したので、奥多摩町若者用空家バンク設置要綱第5条の規定により 通知します。

登録番号 : 号

# 奥 多 摩 町 長 殿

				奥多摩町若	告者用空家バンク情報利用登録	申込書	
1	登録	と情報 かんしん	ı X				
	氏	名		印			
	住	所	(〒 -	— )			
	年	齢		歳			
	職	業	<u>会社名:</u>				
	年	収		円			
	趣	味					
	電	話	自宅				
			携帯				
			FAX				
	e-mail						
			連絡先		#b □ → #!		
	家族構	뒜			_歳 □子供人		
					馬校生人 □中学生人		
				子生へ □級 ペット   匹(種類	t学前児童人 □その他の♪	^^	
2	函々	<b>成末</b> 田		·ット		<del>)</del>	
_	央多	/手叫			     戻がすごしやすい □湖が好き	□ II:ðšħ	スキ
					- 春しがしたい □通勤・通学		• -
				の他(	日本しかしたい 口地勤 地子	副L1/Cハ・ご	)
3	居住	ニさわ		イプについて(複数)	数回答可)		,
	/H   H				   別荘利用として □店舗兼住9	宅として	
				·の他(			)
4	この	情報	は何で知り	ましたか(複数回答	答可)		
			□町	のHP □新聞を見	見て(新聞)□人か	ら聞いて	
				役場等で資料を見	見た □その他(		)
	奥多摩	医町個	1人情報保護	条例施行規則(平原	成15年規則第22号)の規定の趣	旨に基づき	き申し込まれた個人情報は、
本	事業の	目的	り以外に利用	いたしません。			

# 奥多摩町若者用空家バンク情報利用者登録台帳

1	登録者									
	登録番	号	<u>第</u>	号						
	登録年	月日	年_	月		<u> </u>				
		名				年	齢 _	歳		
	住	所	(〒 −	_	)					
		業	会社名:				<u>業種:</u>			
		収		円						
	-	味								
	電	話	自宅						_	
			携帯						_	
			FAX						_	
			e-mail						_	
	自宅以								_	
	連絡先								_	
	家族構	成	□本人 □	_						
				_				中学生人		
						前児童	人	□その他の人	_人	
			□ペット_	匹(種	類			)		
2	居住別	リタイン								
				として	□別⅓	住利用	として	□店舗兼住宅と	して	
			□その他(							)
3	情報力	(手経)	-							
			□町のHP					□人から聞いて		
			□町役場等	で資料を	を見て	口そ	の他(			)
1	紹介層									
			[回:	地区			<u>27</u> 状況			
			2回:		NO.		<u>召介状况</u>			
				地区			20分状況			
				地区	NO.		20分状况			
	hu de	<u>第</u> 5	回:	地区	NO.	糸	召介状況			
5	備考									

様式第10号(第6条関係)

第号年月日

様

#### 奥多摩町長

#### 奥多摩町若者用空家バンク情報利用登録済通知書

奥多摩町若者用空家バンク情報利用への登録を行ったので、奥多摩町若者用空家バンク設置要綱第6条第3項の規定により、通知します。

登録番号 : 第 号

住 所:

氏 名: 樣

登録日: 年 月 日

有効期限 : 年 月 日

\*登録内容に変更等が生じた場合、速やかに手続きを行なってください。

様式第11号(第7条関係)				
		年	月	日
奥 多 摩 町 長	殿			
	登録者			印
R	恩多摩町若者用空家バンク情報利用登録変更届出書			
奥多摩町若者用空家バンク情	青報利用の登録内容の変更について届出いたします。			
登録番号 : <u>第</u>	<del>号</del>			
住 所:				
氏 名:				
変更内容 :				
		-		
		-		

様式第	1	2. 号	(第8	条	関係)
111211		_ ′」	(3)	$\sim$	スコレハノ

様

#### 奥多摩町長

### 奥多摩町若者用空家バンク情報利用登録取消通知書

奥多摩町若者用空家バンク情報利用の登録を取消したので、奥多摩町若者用空家バンク設置要綱第8条の規定により、通知いたします。

登録番号 : 第 号

住 所:

氏 名: 様

取消し理由 :

様式第13号(第10条関係)

年 月 日

奥 多 摩 町 長 殿

利用希望者

印

### 奥多摩町若者用空家バンク利用申込書

奥多摩町若者用空家バンク設置要綱第10条第1項の規定により、必要書類を添えて申込みます。

希望物件都	昏号	番					
住	所	₸					
氏	名						
年	齢		歳				
電話番号		自宅	_	_			
		携帯	_	_			
ファックス	ス番号			_			
e-mail							
同居者構成	戈	①氏名(		)続柄(	)年齢(	歳)	
		②氏名(		)続柄(	)年齢(	歳)	
		③氏名(		)続柄(	)年齢(	歳)	
		④氏名(		)続柄(	)年齢(	歳)	
		⑤氏名(		)続柄(	)年齢(	歳)	

\*住民票、税金の滞納がないことの証明(いずれも過去1か月以内に発行されたもの)を添付して申込んでください。

奥多摩町個人情報保護条例施行規則 (平成 1 5 年規則第 2 2 号) の規定の趣旨に基づき申し込まれた個人情報は、本事業の目的以外に利用いたしません。

様式第	1 4	异	(第	1.0	条	関係)	١
コルエマハブ	T -I	′.	(21)	1 0	$\sim$	T VIV	,

誓 約 書

奥 多 摩 町 長 殿

私は、奥多摩町若者用空家バンク(以下「若者用空家バンク」という。)の利用にあたり、奥多摩町若者用空家バンク設置要綱(以下「要綱」という。)に定める制度の趣旨を理解したうえで、若者用空家バンクに申し込ます。

なお、申込書記載事項に偽りはなく、要綱第9条に規定する要件等を遵守することを誓約します。

年 月 日

<u>住</u> 册	
氏名	戶

- 様式第1号(第3条関係)
- 様式第2号(第3条関係)
- 様式第3号(第3条関係)
- 様式第4号(第3条関係)
- 様式第5号(第4条関係)
- 様式第6号(第5条関係)
- 様式第7号(第5条関係)
- 様式第8号(第6条関係)
- 様式第9号(第6条関係)
- 様式第10号(第6条関係)
- 様式第11号(第7条関係)
- 様式第12号(第8条関係)
- 様式第13号(第10条関係)
- 様式第14号(第10条関係)